

令和7年度

第3回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：令和7年12月1日から令和8年3月26日まで)

保 健 福 祉 部
上 下 水 道 局
選挙管理委員会事務局

令和8（2026）年3月27日提出

郡山市監査委員

7 郡監査第1207号
令和 8 (2026)年 3 月27日

郡山市議会議長
郡山市長
郡山市選挙管理委員会

郡山市監査委員	相 樂 靖 久
郡山市監査委員	三 部 夕 貴
郡山市監査委員	廣 田 耕 一
郡山市監査委員	山 根 悟

令和 7 年度第 3 回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を行ったので、
同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和7年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	2
1 改 善 を 要 す る 事 項 (指 摘 事 項)	3
2 意 見	4

令和7年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

令和7年8月1日から令和7年11月30日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア 保健福祉部

保健福祉総務課	生活支援課	障がい福祉課	健康長寿課
地域包括ケア推進課	介護保険課	保健所総務課	健康政策課
保健・感染症課	健康づくり課	生活衛生課	検査課
食肉衛生検査所			

イ 上下水道局

総務課	経営戦略課	営業課	浄水課
堀口浄水場	水道施設課	下水道整備課	下水道保全課

ウ 選挙管理委員会事務局

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

また、特に自動車の管理について着目した。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問及び実査

5 監査の日程及び実施場所

(1) 日程

- ア 監査 令和7年12月1日から令和8年3月26日まで
- イ 実査 令和8年1月30日

(2) 実施場所

- ア 監査 監査委員室
- イ 実査 保健福祉部保健所総務課 上下水道局水道施設課

(3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和8年3月26日

第3 監査の結果

事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織及び運営の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり**改善を要する事項（指摘事項）**があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。併せて、**意見**を付すので対応を検討されたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

1 改善を要する事項（指摘事項）

(1) 支出事務について

ア 委託料支出事務

金額に誤りのある委託業務完成届及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあつた。

支出権者は、郡山市上下水道局会計規程第31条の規定により、支出をしようとするときは、当該支出に関する法令、書類等に基づいて支出を決定しなければならないが、金額に誤りのある委託業務完成届及び請求書を受領し、支出命令をしているものがあつた。

水道施設課

イ 扶助費支出事務

助成金の額を誤って支出しているものがあつた。

支出権者は、支出をしようとするときは、郡山市財務規則第55条第1項の規定により、請求書等に基づき支出の根拠等を調査し、その調査事項が適正であると認めたときに支出命令をするものであるが、助成金の額を誤って支出しているものがあつた。

障がい福祉課

(2) 財産管理事務について

ア 物品管理事務

自動車の管理に係る書類の整備がされていないものがあつた。

市が管理する自動車は、郡山市財産規則第47条の規定により物品に関する事務を行う職員は、法令の規定に従うほか善良な管理者の注意をもってその事務を行い、及び物品を使用するとともに、道路交通法第74条の3の規定により内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに選任する安全運転管理者は、郡山市自動車管理規程第9条第2項第3号に定める運転者免許資格記録台帳を管理しなければならないが、当該台帳が整備されていなかった。

保健所総務課

イ 固定資産管理事務

自動車の管理に係る書類の整備がされていないものがあつた。

上下水道局が管理する自動車は、郡山市上下水道局会計規程第102条第1項の規定により固定資産として管理するとともに、道路交通法第74条の3の規定により内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに選任する安全運転管理者は、郡山市上下水道局自動車管理規程第5条第1項第6号に定める運転者免許資格記録台帳を備え、必要な事項を記録しなければならないが、当該台帳が整備されていなかった。

水道施設課

2 意見

人工透析患者通院交通費助成事業支出事務について

人工透析患者通院交通費助成事業支出事務の誤りについては、令和5年度第2回定期監査において指摘を行っており、事務ミスの防止及び事務の改善を求め、担当所属から処理手順の見直し及びチェックシートによる確認の強化の改善策が示されたところである。しかしながら、今回の定期監査においても、当該助成金の額を誤って支出していることが確認されたことから、指摘と併せて意見を付すものである。

当該助成事業支出事務の内容を見ると、助成金額の算出方法が複雑であることが支出事務の誤りの主な原因と推察される。加えて、当該助成事業に係る当事者や医療機関等との関わりも事務の複雑化を助長しており、関係者に負担が生じている状況と考えられる。

以上のことから、人工透析患者通院交通費助成事業の要綱を見直すなどの助成事業の仕組み自体をより単純化・簡素化を図ることについて検討されたい。また、現在、本市では市民の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、事務手続のオンライン化を推進していることから、申請手続等にデジタル技術を活用することも併せて検討されたい。その際、部局間連携により、システムや事務改善を専門とする部門からサポートを得ることや、他自治体の類似事業についても調査し、業務の参考とすることも有効な手段と考える。

当該助成事業は、助成対象者の生活を支援するための重要な施策の一つであることから、事業全般の改善を図られたい。